

## 基本目標 3

# 生涯を通じて安心して暮らせる地域の実現 【暮らし・地域づくり】

### 具体的目標11

## 男女の生涯にわたる健康支援

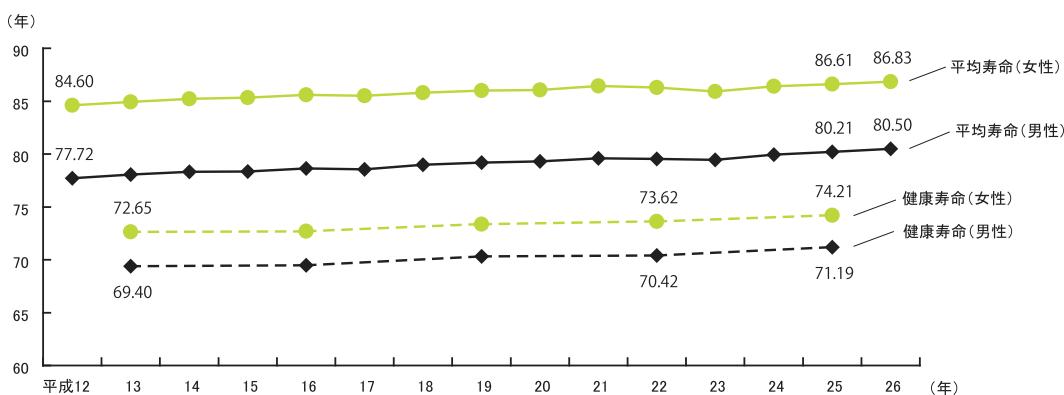
現状  
と  
課題

人権を尊重しつつ、身体的個人差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基本と言えます。心身及びその健康について正確な知識・情報を得ることは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に女性は妊娠や出産をする可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点が重要です。こうした観点から、子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を推進する必要があります。

- 男女が自らの心身の健康の保持及び増進に努められるよう支援するとともに、高齢になっても生き生きと活躍できるよう、健康長寿をさらに前進させる取組を進めることが重要です。
- 女性の就業率の増加、平均寿命の伸長等に伴い、女性の健康に関わる環境が急速に変化している今日、女性の生涯を通じた健康支援はますます重要な課題となっています。各種健康診査を受け積極的に健康増進ができる推進体制が必要です。

基本目標  
3

平均寿命と健康寿命の推移



※健康寿命は、日常生活に制限のない期間

資料：内閣府「平成28年度版 男女共同参画白書」

- ・メンタルヘルスの重要性が必要とされる中、心の健康づくりに関する講演会等を通じ、心身の健康づくりを進めることができます。
- ・健康増進や生活習慣予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要です。肥満者の割合は、男性は50歳代が最も高く、女性は年代とともに上昇する傾向があります。食生活を取り巻く環境が急激に変化する中で、誰もが健全な食生活が実践できるよう、食に関する知識の習得など食育に関する施策を推進することが必要です。
- ・現在、薬物乱用や喫煙・飲酒等は、生涯に渡る健康保持に影響があり、特に女性は生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに健康被害に関する正しい知識と情報を提供していく必要があります。

### 【 方向性 】

#### 施策の方向 ②生涯を通じた健康づくり支援

女性に特有の疾病の予防や、思春期・出産期・更年期・老年期などライフステージに応じた健康支援を推進し、健康相談や健康診査・検診の充実を図ります。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
67	<b>健康づくりの推進</b>	広報やホームページ等により健康づくりを普及するとともに、健康推進委員や食生活改善推進委員を育成し、「上田市総合健康づくり計画」に基づいて、市民の健康づくりを推進します。	健康推進課
68	<b>心の健康づくりの推進</b>	心の健康づくりをテーマとした講演会・相談等を通じて、市民の心身の健康維持・増進に努めます。	健康推進課
69	<b>食育の推進</b>	男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むために、「上田市食育推進計画」に基づいて、食育に関する施策を推進します。	健康推進課

## 施策の方向 ②4性と生殖に関する健康と権利についての意識づくり

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点の周知・啓発を行います。安心して子どもを産み育てることができるとともに、妊娠・出産等についての希望が実現できるよう支援体制を充実します。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
70	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	妊娠・出産等について、男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう意識づくりを啓発します。	産婦人科病院 健康推進課 人権男女共同参画課
71	母子保健事業の周知・徹底と不妊等に悩む人への相談・支援	妊娠から出産まで一貫した母子保健事業の周知・徹底を図り、安心して出産ができる体制づくりを進めます。また、不妊等に対する相談や情報提供を関係機関と実施し、不妊治療費等の必要な支援をします。	健康推進課

## 施策の方向 ②5健康を脅かす問題への対策の推進

性感染症や有害物質など、健康を脅かす問題への対策を推進します。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
72	健康を脅かす性感染症対策の推進	HIV／エイズ、性感染症についての正しい知識を身につけられるよう啓発を推進します。	健康推進課
73	健康に影響を及ぼす有害物質への対応	薬物乱用や喫煙、飲酒等の人体への影響についての情報を提供し、乱用防止の普及啓発を進めます。	健康推進課

具体的目標12

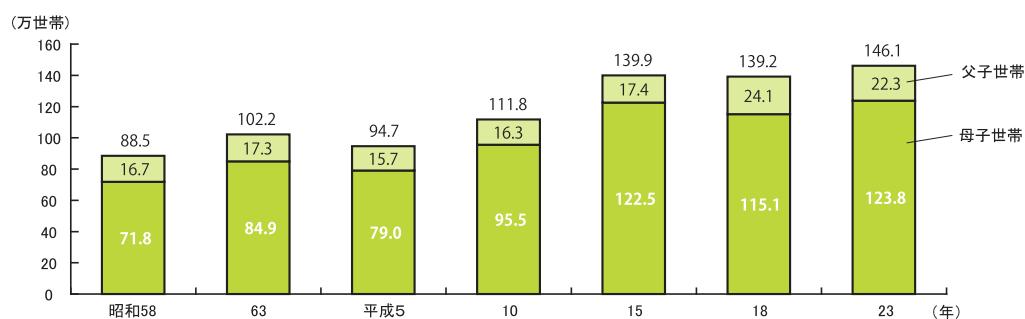
## 生活の安定と福祉の充実

現状  
と  
課題

非正規雇用労働者やひとり親、高齢の単身女性等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要です。また、性的指向や性同一性障がいを理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があつてはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

- 平成27年の総人口に占める65歳以上人口割合は、男性では人口の2割以上、女性では3割近くとなっており、65歳以上人口の6割近くを女性が占めています。また、65歳以上の雇用者については、男女とも7割以上が非正規雇用であり、女性については35歳～44歳以上のすべての年齢層において半数以上が非正規雇用となっています（「平成28年度版 男女共同参画白書」より）。長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援することが必要です。
- ひとり親世帯は増加する傾向にあり、ひとり親世帯の8割以上が母子世帯です。厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成25年）によると、母子世帯のうち半数近くが年間所得額200万円未満であり、生活を「大変苦しい」と感じているなど、日々の生活に苦しむひとり親世帯が多く見られます。

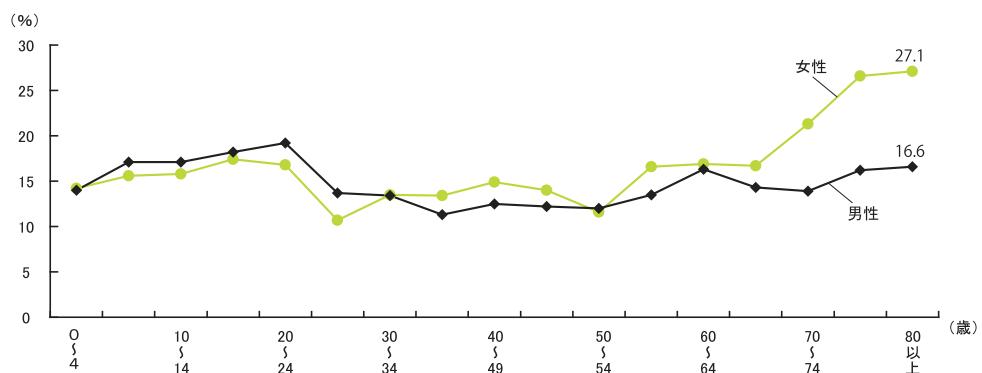
母子世帯数及び父子世帯数の推移



資料：内閣府「平成28年度版 男女共同参画白書」

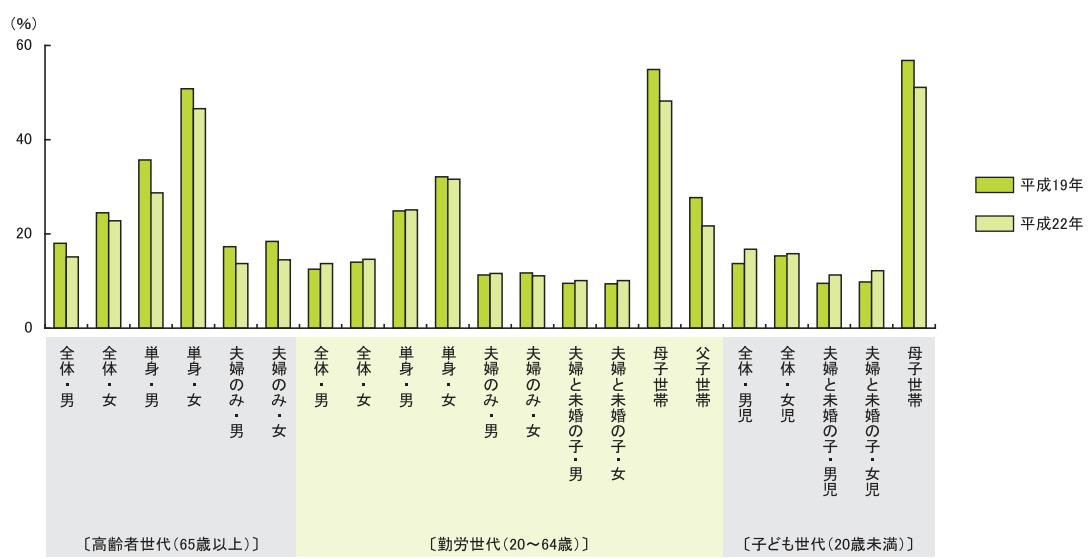
- ・高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯が、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

男女別・年齢階層別相対的貧困率（平成22年）



資料：内閣府「平成24年度版 男女共同参画白書」

世代・世帯類型別相対的貧困率（平成19、22年）

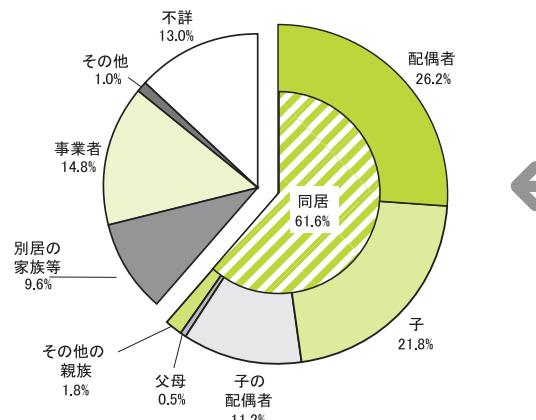


※相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の比率

資料：内閣府「平成24年度版 男女共同参画白書」

- ・障がいのある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、上田市障害者基本計画に基づき、全ての市民が、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援など、よりきめ細かい総合的な施策の充実を図ることが必要です。
- ・高齢社会を豊かで活力ある社会とするため、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、地域を支える重要な一員として、高齢者をとらえる必要があります。上田市高齢者福祉総合計画に基づき、高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるように、きめ細かい福祉サービスの提供を図ることが必要です。
- ・本市においては、外国人登録者数が多い状況を踏まえ、多様な文化を理解し外国籍市民が安心して生活ができるよう、多文化共生の取組を積極的に進めることができます。
- ・介護の担い手の状況を見ると、平成25年度は、同居の主な介護者のうち7割は女性です。また、要介護者との続柄を見ると、配偶者が介護者全体の26.2%と最も高く、老老介護が多いことがうかがえます。在宅での介護には、介護者の精神的、経済的負担があり、仕事と両立し、家族が協力しあって負担を軽減するなど介護者の支援が求められています。在宅福祉サービスの充実、相談や援助など総合的施策を推進していくことが必要です。

要介護者等から見た主な介護者の続柄（平成25年）



同居の主な介護者の男女内訳		
	男	女
平成19年	28.1%	71.9%
平成22年	30.6%	69.4%
平成25年	31.3%	68.7%

資料：内閣府「平成27年度版 男女共同参画白書」

## 【 方向性 】

### 施策の方向 ②⑥ひとり親家庭が安心して暮らせる環境整備

ひとり親家庭や生活が困難な家庭に対して、生活支援・就業支援・経済的支援等きめ細やかな福祉サービスを提供します。

具体的な施策		具体的な施策の詳細	担当課
74	<b>相談及び支援の充実</b>	関係機関と連携し、様々な悩みに対する相談体制を充実します。ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供するとともに、相談窓口のワンストップ化を進めます。	人権男女共同参画課 子育て・子育ち支援課 福祉課 学校教育課
75	<b>子育て支援の充実</b>	子育て支援のための家庭協力員の派遣事業等の充実を図ります。	子育て・子育ち支援課
76	<b>経済的負担の軽減</b>	児童扶養手当及び福祉医療制度の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて、母子貸付・生活保護・生活困窮者自立支援・就学援助制度・準要保護など各種制度の利用につながるよう関係機関と連携し、ひとり親世帯の支援を行います。また、市営住宅への優先入居制度の利用を図ります。	住宅課 福祉課 子育て・子育ち支援課 学校教育課
77	<b>子どもを取り巻く貧困問題への対応</b>	経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭に対して学習支援や食事の提供等の支援をします。	福祉課
78	<b>生活困窮者の自立支援</b>	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業を社会福祉協議会と連携して実施し、生活困窮者の自立を効果的に支援します。	福祉課
79	<b>スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実</b>	県との連携によりスクールソーシャルワーカーを設置し、学校生活のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談に応じます。	学校教育課

### 施策の方向 ②7高齢・障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

性別や年齢、障がいの有無、国籍や文化等の違い、性のあり方等にかかわらず、多様な人が共に支え合う社会づくりを推進します。また、加えて女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境整備を進めます。

具体的な施策		具体的な施策の詳細	担当課
80	<b>複合的に困難を抱える女性に対する支援</b>	高齢であること、障がいがあること、外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人たちに対して、関係課と連携して必要な取組を進めます。	人権男女共同参画課 福祉課 高齢者介護課 市民課
81	<b>男女共同参画の視点に立った高齢者・障がい者に対する理解の促進と地域福祉の充実</b>	「上田市高齢者福祉総合計画」、「上田市障害者基本計画」を推進するに当たって、男女共同参画と人権尊重の視点に立って実施します。	高齢者介護課 障がい者支援課
82	<b>心身障がい児に対する支援の充実</b>	障がいのある子どもが健やかに成長していくための支援を専門機関と連携し進めます。	健康推進課 保育課 障がい者支援課
83	<b>外国籍市民の支援と多文化共生のまちづくりの推進</b>	上田市多文化共生推進協会を中心に、関係機関及び団体と連携・協働し、コミュニケーションや生活面における様々な支援を推進し、多文化共生の地域づくりを目指します。	市民課
84	<b>性的少数者（性的マイノリティ）への理解</b>	情報提供や学習機会を通じ、理解と意識啓発を図ります。	人権男女共同参画課 公民館
85	<b>様々な性を尊重する教育の実施</b>	学校教育の場で、性に関する理解を深め、様々な性を尊重する意識を育てる教育に努めるとともに、きめ細かな対応に努めます。	学校教育課

### 施策の方向 ②8介護者のための福祉の充実

介護者に負担がかからないような環境を整え、要介護者と介護者の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

具体的な施策		具体的な施策の詳細	担当課
86	<b>介護支援事業の推進</b>	介護者の精神的、身体的及び経済的な負担を軽減するため介護者の支援を進めます。また、介護の悩みを抱え込むことのないよう各種情報を発信するとともに相談体制を充実させ、高齢者と家族を支援します。	高齢者介護課

現状  
と  
課題

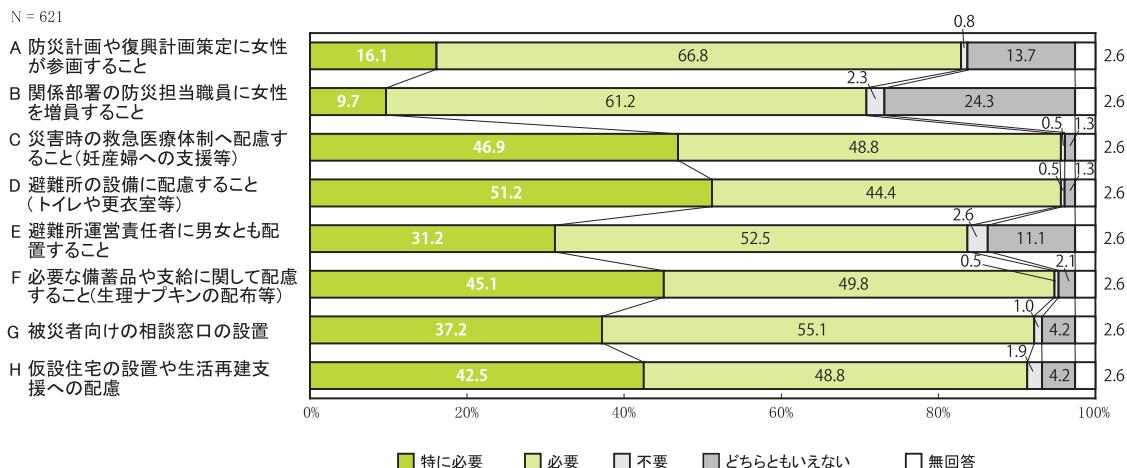
災害は、地震・風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まつてくると考えられています。災害時には、平常時の社会の課題が一層顕著に表れます。性別・年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって災害から受けける影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

東日本大震災の際の避難所運営においては、多くの面で市民力が発揮されましたが、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、様々な課題が明らかとなりました。第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、女性や障がい者など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・計画・基準の企画立案や実施に参画させること等が明記されました。

さらに、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となることを社会全体で共有することが重要です。防災・復興に係る意思決定の場へ女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する必要があります。

- ・東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じました。一方で、女性たちによる支援活動や応急仮設住宅におけるコミュニティづくりの活動等は、女性が持つ潜在力や多様なリーダーシップの可能性を明らかにしました。
- ・平素から女性が発言権を持ってまちづくりに参画し、リーダーシップを発揮していくことが必要です。防災に関する政策・意思決定過程への女性の参画拡大を進める必要があります。
- ・男性と女性では災害から受けける影響に違いが生じることに配慮し、事前の備え・避難所運営・被災者支援等において男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

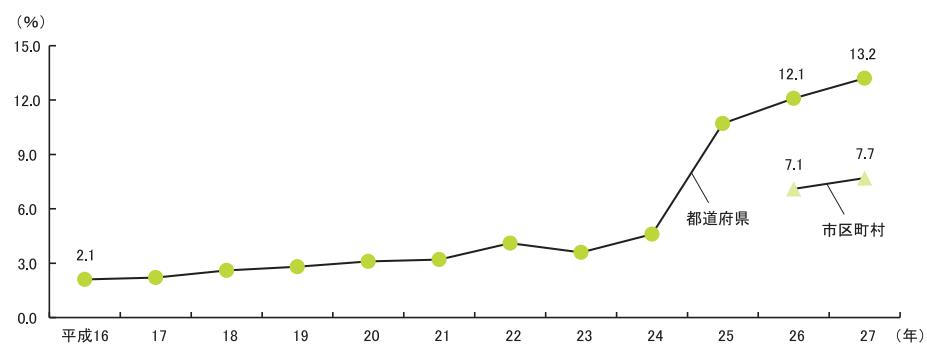
### 防災・災害復興対策において男女共同参画の視点から必要と思う取組



資料:平成27年度男女共同参画社会に関する市民意識調査

- 男女とも様々な立場や年齢層の住民が参画し、行政との協働により地域防災の推進に取り組んでいくことが重要です。
- 多様な視点を反映した防災対策を実施するため、消防団員や防災会議等防災分野への女性の参画を進めていく必要があります。

### 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



資料:内閣府「平成28年度版 男女共同参画白書」

### 防災会議の委員に占める女性の割合（平成27年）

	都道府県	市区町村	市区	うち政令指定都市	うち政令指定都市以外	町村
女性の割合の平均 (%)	13.2 ※長野県 9.4	7.7	9.5	12.9	9.4 ※上田市 10.9	4.4

資料:内閣府「平成28年度版 男女共同参画白書」

長野県「市町村における男女共同参画の推進状況」平成27年

## 【 方向性 】

### 施策の方向 ②9防災における男女共同参画の推進

生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
87	<b>男女共同参画の視点に立った防災の推進</b>	政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。	危機管理防災課 人権男女共同参画課
88	<b>平常時・災害時における対応</b>	男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品の購入、災害時対応マニュアルの策定などに女性の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がい者等に配慮した設備を設置するよう努めます。男女共同参画の視点が防災計画に反映されるよう、地域の住民への周知を図ります。	危機管理防災課
89	<b>消防団への入団促進と地域防災の取組</b>	パンフレット等の充実により、女性団員の入団を促進し、地域防災の中核である消防団員の確保とあわせて、防災対策や消防活動に女性の視点に立った取組を推進します。	消防総務課

具体的目標14

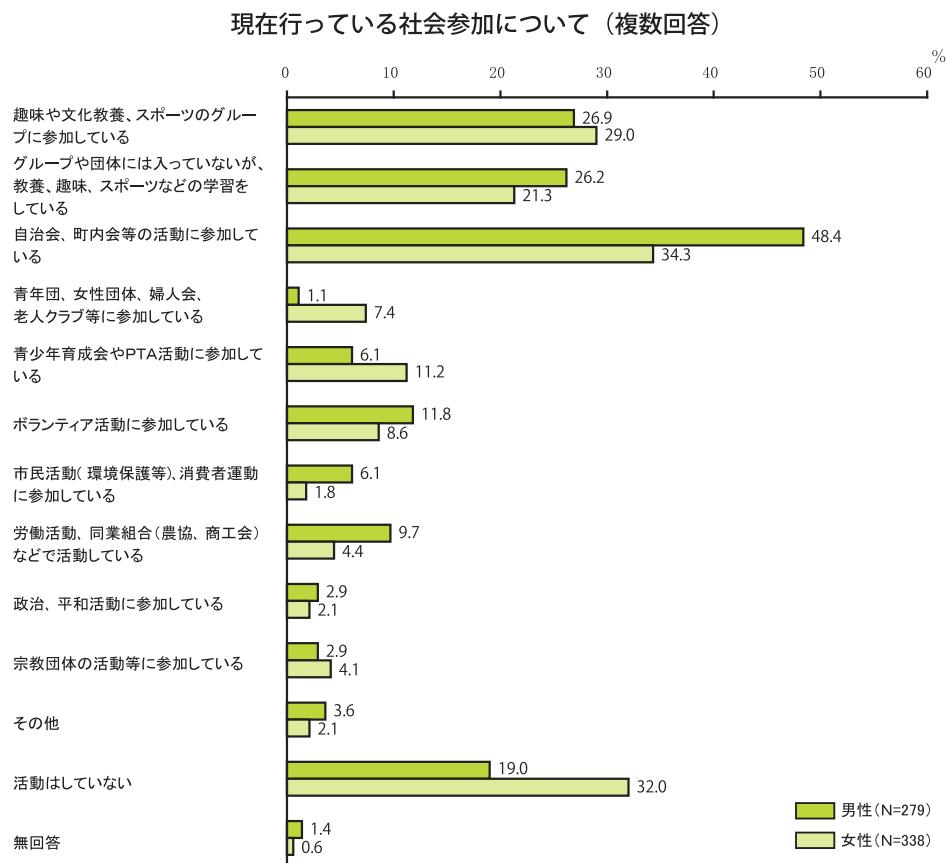
## 社会活動への男女共同参画の推進

現状  
と  
課題

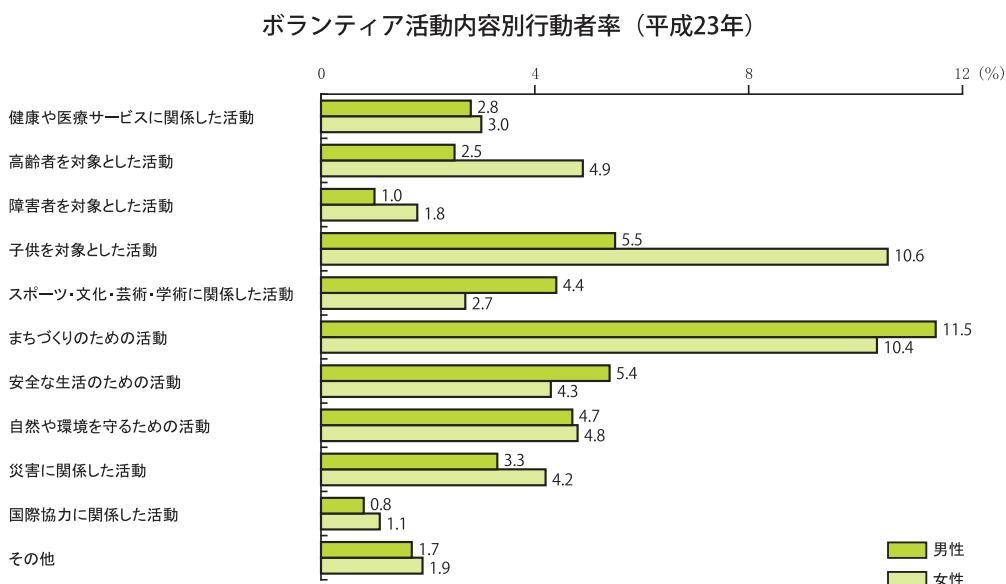
近年、社会情勢が大きく変動する中、人々の価値観も多様化し、地域が抱える課題や市民ニーズも複雑化・多様化しています。自治会をはじめ、NPO法人等の市民活動団体、企業等により地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発に行われ、まちづくりに大きな役割を果たしています。

これまで、女性は地域活動において、大きな役割を果たしてきました。例えば、保健補導員や食生活改善推進員等の地域の健康ボランティアは、市民の健康づくり活動に貢献しました。しかしながら、自治会やPTA等における会長等の役職については、男性がその多くを占めてきました。地域活動において、女性をはじめとする多様な人材が参画し、多様な視点を取り入れていくことが求められています。また、女性のリーダーシップを促進し、地域活動への男女共同参画を推進する必要があります。

- ・社会情勢の変化に伴い、地域の課題解決や地域づくりの活動に携わる人が減少する傾向にあります。地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。
- ・多様な活動への支援やネットワークの充実がますます必要になっています。
- ・育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を多様な分野において一層推進する必要があります。
- ・働いている男女が地域活動に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があります。
- ・女性によるソーシャルビジネス等、地域の課題解決にも資する起業を促進する必要があります。
- ・男女共同参画社会の実現には、身近な暮らしや仕事の場である地域に根づいた取組が重要です。男女共同参画を推進する人たちの活動を支援し、協働して取り組む必要があります。
- ・市民意識調査では、「自治会、町内会等の活動に参加している」「趣味や文化教養、スポーツのグループに参加している」「グループや団体には入っていないが教養、趣味、スポーツなどの学習をしている」という順に余暇活動や社会活動に参加している実態があります。一方「活動はしていない」と回答した人が2割半ばとなっています。性別では「青年団、女性団体、婦人会、老人クラブ等に参加している」「青少年育成会やPTA活動に参加している」との回答では女性が男性を上回っていますが、「自治会、町内会等の活動に参加している」「労働活動、同業組合（農協、商工会）などで活動している」の項目では男性が女性を上回っており、やはり自治会や町内会の活動は男性中心になっていることが裏付けられています。



資料：平成27年度男女共同参画社会に関する市民意識調査



※「ボランティア活動」とは、報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して、地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう（交通費程度の実費は報酬とみなさない）

資料：内閣府「平成27年度版 男女共同参画白書」

## 【 方向性 】

### 施策の方向 ⑩地域活動への参画促進

多様な年代の女性・男性が地域活動に参画することを促進します。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
90	<b>男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進</b>	地域での固定的性別役割分担意識の解消を進め、男女がともにまちづくりなどの地域の実践的活動に参画するよう関係団体へ働きかけます。	市民参加・協働推進課 人権男女共同参画課
91	<b>男女共同参画の視点から地域の課題について考える機会の提供</b>	地域の課題について考える会議・講座などにおいて、男女共同参画の視点を持って取り組める学習機会を提供します。	人権男女共同参画課 公民館
92	<b>地域のリーダーとして活動する女性の育成</b>	女性リーダーの育成のため、研修等の支援を行うほか、女性が地域でリーダーとして活躍できる環境整備に努めます。	人権男女共同参画課 公民館

### 施策の方向 ⑪多様な主体による女性活躍のための支援及びネットワーク化の推進

男女共同参画の視点をもった団体やグループと行政との連携を強化し、協働します。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
93	<b>男女共同参画の視点をもった団体やグループと行政との連携と協働</b>	男女共同参画社会の形成に賛同するあらゆる団体との連携を強化し、協働します。	人権男女共同参画課
94	<b>活動状況の把握と提供及びネットワーク化の支援</b>	各種団体やグループの活動状況を把握し、その情報を提供します。また、各種団体やグループの交流の場を提供し、ネットワークづくりを支援します。	人権男女共同参画課

### 施策の方向 ⑫自主的な活動への支援

地域活動を行っている団体への支援を推進します。

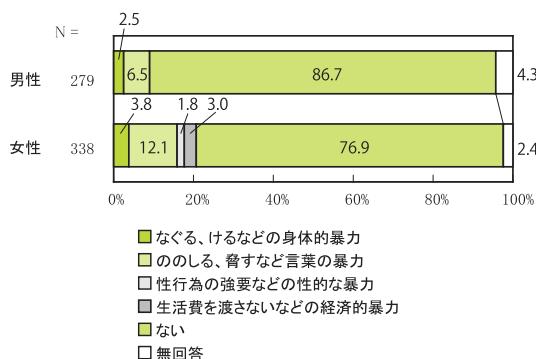
具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
95	<b>自主的な活動への支援</b>	地域活動を行っている団体や新たに設立しようとしている団体、グループに対して、活動に関する相談・情報提供を行い、自主的な活動を支援します。	市民参加・協働推進課 人権男女共同参画課 公民館

女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含め重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力・性犯罪・売買春・人身取引等暴力は一層多様化しており、こうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

- ・配偶者、恋人など親しい関係にある人から暴力を受けるドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは、重大な人権侵害です。
- ・被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない課題です。
- ・男女がそれぞれの性を十分に理解し尊重することは、対等で尊厳が重んじられる関係づくりのために重要です。発達段階に応じた健康づくりの基盤を形成するために家庭・学校・地域など関係機関などが連携して、意識啓発を行うことが必要です。
- ・暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会を実現するための意識啓発に取り組む必要があります。
- ・職場における性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等が根絶され、女性の働く権利を確立するための各種法制度が十分に活用されることが必要です。事業者・就業者に対して普及啓発を図る必要があります。

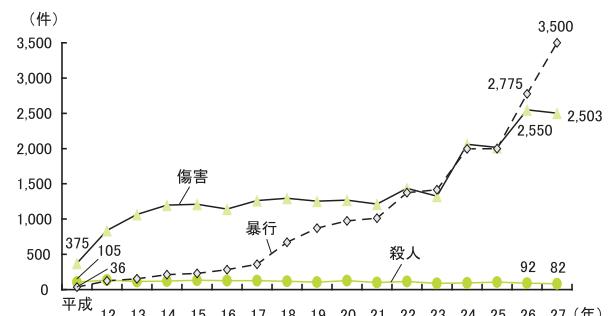
- ・市民意識調査では、配偶者や恋人から何らかの暴力を受けた経験がある女性が2割と男性の被害者の2倍以上となっています。
- ・配偶者からの暴力は、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

配偶者や恋人から何らかの暴力を受けた経験



資料:平成27年度男女共同参画社会に関する市民意識調査

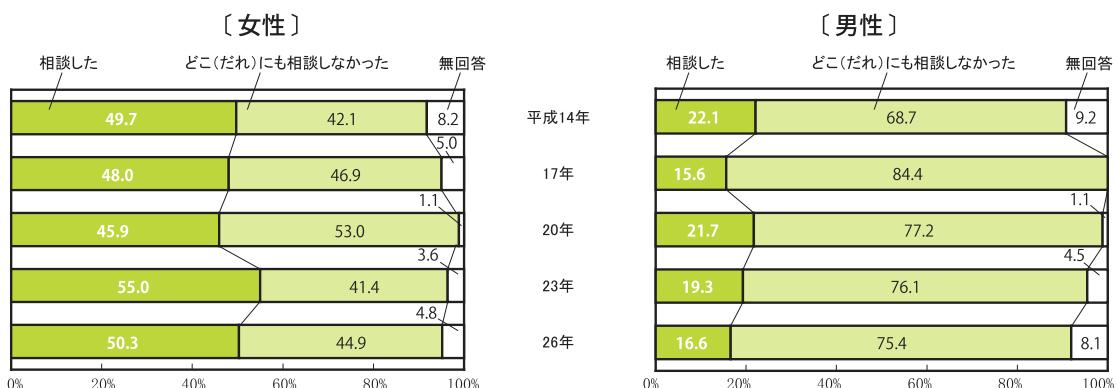
夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



資料:内閣府「平成28年度版 男女共同参画白書」

- ・配偶者からの被害経験がある人のうち誰かに相談した人の割合は、女性は5割前後、男性は2割前後で、男性の方が相談しない傾向にあります。
- ・被害者が相談しやすい相談体制の整備を進めるとともに、的確な対応等の取組の推進が必要です。支援に当たっては、関係機関が連携し、その背景事情に十分に配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが必要です。

配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移



資料:内閣府「平成28年度版 男女共同参画白書」

## 【 方向性 】

### 施策の方向 ⑬あらゆる暴力根絶のための意識啓発

関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、各種ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための意識啓発を進めます。

具体的な施策		具体的な施策の詳細	担当課
96	<b>性の尊重の意識の啓発・各関係機関との連携</b>	それぞれのライフステージに応じて、各種情報や学習機会を提供します。性の理解と尊重の意識啓発について、各関係機関との情報交換等により連携の充実に努めます。	人権男女共同参画課 健康推進課 産婦人科病院 公民館 学校教育課
97	<b>若い世代を対象とした予防教育の実施</b>	デートDVを予防するため、学校・PTA等と連携しながら、若い世代のデートDV防止に向けた意識啓発を推進します。	生涯学習・文化財課 人権男女共同参画課
98	<b>ドメスティック・バイオレンス防止の意識啓発</b>	ドメスティック・バイオレンス防止のためパンフレットの配布等を通じて意識啓発を推進します。	人権男女共同参画課
99	<b>子どもに対する暴力・虐待防止の意識啓発</b>	子どもに対する暴力・虐待防止のためパンフレットの配布等を通じて意識啓発を推進します。	人権男女共同参画課 子育て・子育ち支援課
100	<b>セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の意識啓発</b>	地域や企業におけるセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の意識づくりを進めます。	人権男女共同参画課 雇用促進室
101	<b>メディアにおける性・暴力表現への対応</b>	女性や子どもを専ら性的ないし暴力行為の対象としてとらえたメディアの性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。	マルチメディア情報センター

### 施策の方向 ⑩被害者の安全確保

被害者及びその子どもが必要な支援を適切に受けられる体制を整備します。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
102	<b>暴力を受けた被害者に対する支援</b>	関係機関と連携し、被害者の安全を確保する保護救済体制を整備します。	人権男女共同参画課 子育て・子育ち支援課
103	<b>被害を受けた子どもに対する支援</b>	関係機関と連携し、被害を受けた子どもの安全を確保する保護救済体制を整備します。	子育て・子育ち支援課

### 施策の方向 ⑪相談機能等の充実

被害者やその子どもの支援の入口となる相談窓口を充実するとともにその所在の周知に努めます。

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
104	<b>相談窓口の設置</b>	悩みごと・人権・性・暴力、セクシャル・ハラスメント等についての相談体制を充実します。	市民課 人権男女共同参画課 上田市消費生活センター 健康推進課 子育て・子育ち支援課
105	<b>相談窓口の連携と充実</b>	市民相談等の窓口との連携を強化しつつ、県等と連携し、相談体制を充実します。	市民課 人権男女共同参画課 上田市消費生活センター 健康推進課 子育て・子育ち支援課
106	<b>被害者の自立に向けた支援</b>	DV被害者の自立を支援するため、心理面の回復や住居の確保、就業の促進等に取り組みます。	健康推進課 子育て・子育ち支援課
107	<b>関係機関との連携</b>	警察や長野県の配偶者暴力相談支援センター・法務局等との性暴力被害者支援センター等との緊密な連携を図り、相談機能やその他の援助機能の支援体制の充実を図っていきます。	子育て・子育ち支援課 人権男女共同参画課 上田市消費生活センター 健康推進課

## 【 各主体に期待される役割分担 】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の発見や気になる家庭情報などを関係機関に連絡しましょう</li> <li>・各種相談窓口を利用しましょう</li> <li>・あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員を応援し、女性の入団や活動に協力しましょう</li> <li>・生活困窮者の早期発見、支援を行いましょう</li> <li>・自治会・PTAなどの地域活動の役員に、積極的に女性を登用しましょう</li> <li>・あらゆる暴力を絶対にしない、許さない環境づくりに取り組みましょう</li> </ul>
事業所の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭での子育てや、介護などを行う従業員を支援する制度を充実させましょう</li> <li>・社員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口等を紹介できるようにしましょう</li> </ul>
教育機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育に努めます</li> <li>・虐待や生活困窮者の早期発見と適切な支援を関係機関と連携して行います</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者・外国人であること等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境を整備します</li> <li>・貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組を推進します</li> <li>・地域活動における男女共同参画の推進を支援します</li> <li>・防災施策への男女共同参画の視点を導入します</li> <li>・女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備と相談体制の充実に取り組みます</li> </ul>

## 【 評価指標・モニタリング指標 】

評価指標	基準値 (H27)	目標値 (H33)
配偶者からの暴力の被害を相談した人の割合 【市民意識調査】（基準値の数字はH26年の内閣府調査）	男性：16.6% 女性：50.3%	男性：30% 女性：70%
自治会長に占める女性の割合	1.7%	モニタリング
小・中学校のPTA会長に占める女性の割合	5.7%	モニタリング
女性相談員によるなんでも相談数	250件	300件
外国籍市民との共生に関する催し、講座数の件数	14件	15件
子育てサポーター養成人数（累計）	314人	400人
認知症サポーター養成人数（累計）	9,454人	10,600人
人権男女共同参画課ホームページアクセス数	5,561件	モニタリング

